

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前																
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第1編 総 則 用語の意義 この通達において使用する用語の意義は、次表に掲げる ところによる。 なお、酒税法、酒税法施行令、酒税法施行規則で定義さ れている用語については、当該定義されているところによ る。 <table><tr><th>用 語</th><th>意 義</th></tr><tr><td>徴収法</td><td>国税徴収法（昭和34年法律第147号）をいう。</td></tr><tr><td><u>国家戦略特区 法</u></td><td><u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）を いう。</u></td></tr><tr><td>独占禁止法</td><td>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法 律（昭和22年法律第54号）をいう。</td></tr></table> 第7編の4 国家戦略特別区域法関係 第10条関係 1 構造改革特別区域法に規定する酒税法の特例の適用 国家戦略特区法においては、同法第10条第3項の規定 により構造特区法第28条又は同法第28条の2《酒税法の 特例》の規定が適用されることに留意する。 2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い 法第11条第1項の規定により製造する酒類の範囲につ いての条件は、次による。 (1) 構造特区法第28条第1項第1号に規定する「果実酒 の製造免許」を付与するとき 「<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第10 条第3項の規定により適用される構造改革特別区域法 （平成14年法律第189号）第28条第1項第1号に掲げる 酒類に限る。</u>」旨。 (2) 構造特区法第28条第1項第2号に規定する「その他 の醸造酒の製造免許」を付与するとき 「<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第10 条第3項の規定により適用される構造改革特別区域法 （平成14年法律第189号）第28条第1項第2号に掲げる 酒類に限る。</u>」旨。 (3) 構造特区法第28条の2第1項第1号に規定する「果	用 語	意 義	徴収法	国税徴収法（昭和34年法律第147号）をいう。	<u>国家戦略特区 法</u>	<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）を いう。</u>	独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法 律（昭和22年法律第54号）をいう。	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第1編 総 則 用語の意義 この通達において使用する用語の意義は、次表に掲げる ところによる。 なお、酒税法、酒税法施行令、酒税法施行規則で定義さ れている用語については、当該定義されているところによ る。 <table><tr><th>用 語</th><th>意 義</th></tr><tr><td>徴収法</td><td>（同左）</td></tr><tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr><tr><td>独占禁止法</td><td>（同左）</td></tr></table> （新設）	用 語	意 義	徴収法	（同左）	（新設）	（新設）	独占禁止法	（同左）
用 語	意 義																
徴収法	国税徴収法（昭和34年法律第147号）をいう。																
<u>国家戦略特区 法</u>	<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）を いう。</u>																
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法 律（昭和22年法律第54号）をいう。																
用 語	意 義																
徴収法	（同左）																
（新設）	（新設）																
独占禁止法	（同左）																

改正後	改正前
<u>実酒の製造免許」を付与するとき</u> <u>「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第10条第3項の規定により適用される構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条の2第1項第1号に掲げる酒類に限る。」旨。</u> <u>(4) 構造特区法第28条の2第1項第2号に規定する「リキュールの製造免許」を付与するとき</u> <u>「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第10条第3項の規定により適用される構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条の2第1項第2号に掲げる酒類に限る。」旨。</u>	